

東北医科薬科大学医学部

第 1 回教育運営協議会

議事録

学校法人東北薬科大学

# 東北医科薬科大学医学部 第1回教育運営協議会

## 次 第

- ・日 時：平成26年10月22日（水）16：00～17：45
- ・会 場：ウェスティンホテル仙台 25階「雅-MIYABI-」

### I. 開 会

1. 理事長挨拶
2. 委員長挨拶
3. 出席者紹介

### II. 説明事項

1. 医学部設置構想の概要について<資料1>
2. 構想審査会の選定結果について<資料2-1～2-3>
3. 協議会要項について<資料3>

### III. 協議事項

1. 教員・医師の確保について<資料4-1～4-2>
2. 東北地方をめぐる医療の現状について（意見交換）<資料5>
3. その他
  - ①修学資金制度の概要について<資料6>
  - ②次回開催予定について

東北医科薬科大学医学部 教育運営協議会 出席者名簿

委員：	さとみ 里見	すすむ 進	(東北大学 総長)
	たかなぎ 高柳	もとあき 元明	(東北薬科大学 理事長・学長)
	いちのへ 一戸	かずしげ 和成	(青森県健康福祉部長)
	なかじ 中路	しげゆき 重之	(弘前大学 大学院医学研究科長・医学部長) →代理出席：ひろた かずよし (副研究科長・副学部長)
	さいとう 齋藤	まさる 勝	(青森県医師会長) →ご欠席
	ね こ 根子	ただみ 忠美	(岩手県保健福祉部長)
	おがわ 小川	あきら 彰	(岩手医科大学 理事長・学長)
	いしかわ 石川	やすまさ 育成	(岩手県医師会長) →代理出席：いするぎ たかし (副会長)
	いとう 伊東	あきよ 昭代	(宮城県保健福祉部長)
	おおうち 大内	のりあき 憲明	(東北大学 大学院医学系研究科長・医学部長) →代理出席：いしばし ただし (副研究科長)
	かかず 嘉数	けんじ 研二	(宮城県医師会長)
	うめい 梅井	かずひこ 一彦	(秋田県健康福祉部長)
	いとう 伊藤	ひろし 宏	(秋田大学 大学院医学系研究科長・医学部長)
	おやまだ 小山田	たすく 雍	(秋田県医師会長)
	なかやま 中山	じゆんこ 順子	(山形県健康福祉部長) →代理出席：あひこ ただゆき (健康福祉部医療統括監)
	やました 山下	ひでとし 英俊	(山形大学 大学院医学系研究科長・医学部長) →代理出席：うえの よしゆき (副学部長)
	とくなが 徳永	まさゆき 正毅	(山形県医師会長)
	すずき 鈴木	じゆんいち 淳一	(福島県保健福祉部長)
	あべ 阿部	まさふみ 正文	(福島県立医科大学 総括副学長)
	たかや 高谷	ゆうぞう 雄三	(福島県医師会長)
	かまやち 釜巻	さとし 敏	(日本医師会 常任理事)
	おくやま 奥山	えみ こ 恵美子	(東北市長会長)
	たどころ 田所	けいいち 慶一	(国立病院機構 仙台医療センター 院長)
	さとう 佐藤	かつみ 克巳	(労働者健康福祉機構 東北労災病院 院長)
	ふくだ 福田	ひろし 寛	(医学部設置準備室 室長)
	こんどう 近藤	たかし 丘	(医学部設置準備室 委員)
	こいぬま 濃沼	のぶお 信夫	(医学部設置準備室 委員)
	おおの 大野	いさお 勲	(医学部設置準備室 委員)
	みうら 三浦	ゆきお 幸雄	(医学部設置準備室 委員)
	ほった 堀田	とおる 徹	(医学部設置準備室 委員・事務局長)
	ちば 千葉	のぶひろ 信博	(東北薬科大学 法人監事)
オブザーバー：	みながわ 皆川	たけし 猛	(復興庁 宮城復興局 次長)
	てらかど 寺門	しげちか 成真	(文部科学省 高等教育局医学教育課 課長)
	おの 小野	けんじ 賢志	(文部科学省 高等教育局医学教育課 課長補佐)
	なかた 中田	かつみ 勝己	(厚生労働省 医政局医事課 課長補佐)

<敬称略>

## I. 開 会

○堀田委員 それでは、多少お時間前でございますけれども、おそろいのようにございますので、初めに事務局から二、三、連絡・確認事項をさせていただきます。

まず、資料の確認でございます。お手元の資料、ご確認いただければと思います。最初に、本協議会の次第、それから委員の構成、続きまして座席表、それから資料の1、資料2-1、2-2、2-3、それから資料3、資料4-1、資料4-2、資料5、資料6でございます。おそろいでございますでしょうか。もし不足があれば、お申し出いただければと思います。

それから、既にご案内のとおり、この会議、公開とさせていただいております。撮影につきましては、次第のIの終了時までということにさせていただいておりますので、よろしくご承いただきたいと存じます。

それから、本日の出席者数でございますけれども、委員が30名、それからオブザーバーで5名の参加をいただいております。総勢35名ということでございます。皆様のご紹介は、後ほど改めてさせていただきます。

それでは、次第に移らせていただきます。

### 1. 理事長挨拶

○堀田委員 初めに、東北薬科大学理事長、学長でございます高柳元明からご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

○高柳委員 本日は、大変お忙しいところ、また、急な日程にもかかわらず、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、本協議会の委員にご就任いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、中央のほうから文部科学省、厚生労働省、復興庁の方々にもご出席いただいております。そういうことでございますが、さて、本学では昨年11月に復興庁、文部科学省、厚生労働省の3省庁合同による、東北地方における医学部設置認可に関する基本方針が発表されて以来、本学の医学部設置を実現すべく、検討を重ねてまいりましたが、このたび本学の医学部新設構想が文部科学省の東北地方における医学部設置に係る構想審査会において選定されました。しかし、その選定に当たりましては、7つの条件が附帯されておまして、いずれも詳しく見ますと、本学にとって大変厳しいものと受けとめております。本学としましては、その条件を着実に一つずつ解決し、医学部新設の実現に向けて、最善の努力をしてみたいと思っております。

後ほど文部科学省のほうからご説明いただきますが、その選定条件の中で、選定後、速やかに、宮城県を初めとする東北各県、各大学、関連教育病院、地元医療関係者の協力のもとで運営協議会を立ち上げ、教員等の確保や地域定着策を初めとした構想の実現充実のために必要な協議を開始することが求められております。構想審査会による本学の設定から、2月にあります構想審査会による再審査を経て、そして3月の設置審に申請するまで、極めてスケジュールが厳しい状況になっております。そのため、今回の急な日程での教育運営協議会の開催をお願いすることになりました。

本協議会の委員長には、東北大病院長を長年勤められ、東北全体の医療、あるいは、医学教育に精通しておられる東北大の里見総長をお願いいたしました。里見先生には超多忙なところ、お引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

最後に、本日出席の皆様には、東北地方の復興の核となり、将来にわたって東北地方の医療を皆様とともに支えるというミッションを持った本学の医学部の設置が実現できますよう、多大なご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。

○堀田委員 ありがとうございます。

## 2. 委員長挨拶

○堀田委員 続きまして、里見委員長にご挨拶を頂戴したいと思います。委員長、お願いいたします。

○里見委員長 この本教育運営協議会の委員長をお引き受けいたしました東北大の里見であります。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただ、そうそうたるメンバーを拝見しまして、やっぱりしまったなという気がしないわけでもありません。私、この問題について、いささか引いたところがありましたので、薬科大がこの設置に名乗りを上げたということをお聞きして、大変なものを引き受けたんだなという思いでおりました。ですから、高柳先生が私に面会を申し入れたときに、一般的な大学の協力をお願いするんだろうなというつもりでお会いしたんですけれども、委員長にというお話になりまして、当然のことながら、もう何回もお断りしたんですけれども、最後は高柳先生も福田先生も私の同級生でありまして、同級生からどうしてもと言われて、最後は引き受けることになりましたけれども、やっぱり大変だなという思いは、今でも変わりません。ただ、引き受けましたからには、できるだけいい大学、医学部ができるように努力はしていきたいと考えていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ただ、お引き受けするに当たりまして、ちょっとお願いしたことは、いろいろもめるでしょうし、いろんな交渉事が必要になってくる可能性があると思いますけれども、少なくともこの協議会、もしくは私自身は交渉の当事者にはなりませんよと。当然、薬科大で全ての交渉をしてくださいということ。それから、なかなか意見の集約ができない場合は、最終的には薬科大の責任でもって選択をして、物事を進めていってまいりたい。最終的には構想審や設置審でもっていろんな判定をされるでしょうけれども、それは薬科大の責任において処理していただきたいと、この二つのことをお願いして、委員長を引き受けたということでございます。

いささか引いたようなお話になりますけれども、そうではなくて、これは多分この委員会の性格上、そういうものにしたほうがよかろうという思いもあって、このようにさせていただきました。従いまして、本委員会の協議会の性格、役割について確認をしておきたいと思っておりますけれども、先ほど高柳先生から話がありましたように、これは設置構想審において設置が義務づけられたものだと思います。これは、宮城県を初めとする各県の方々や各大学、関連教育病院、地元の医療関係者等で組織するということですので、まさにこのような形だと思います。これを、ご意見を伺いながら、薬科大の医学部設置に向けて進んでいくということでございますので、本協議会は、学校法人東北薬科大学が設置をいたしまして、大学が新設医学部の設置構想を実現するために、教員等の確保や地域定着政策等について、協議会の提言や各委員会からのご意見を医学部の運営に反映させていくんだと理解していきたいと思っております。

したがって、後ほど本協議会要項の内容につきましては、説明があると思っておりますけれども、薬科大に設置されたということでもありますから、本要項の協議会は去る10月11日に開設された東北薬科大学の法人理事会で承認されているという認識でよろしいかと思っております。

この会議の進め方ですけれども、従いまして、本協議会では、協議の進め方としては、多くのことは、これまで構想審で挙げられました7つの大きな問題があると思っておりますので、そのそれぞれにつきまして、大学側の提案したものについて、協議会で審議を行いまして、そこで出されたご意見等を踏まえて、必要な対応を大学の責任で行うことになるんだという認識にしたいと思っております。その過程の中で、いろいろ問題で紛糾する場合もあると思っておりますけれども、最終的にこの協議会が運営責任を持つわけではないんですから、最終的には薬科大が判断をして、自分の建学の精神とか、経営方針とか、そういうものを照らし合わせて、最終的な選択をするというような形にさせていただきたいと思っております。

それから、日程等につきましては、先ほど話がありましたように、来年の3月ぐらいまでには全てが整わなければならないということですので、結構大変な日程になると思っておりますけれども

も、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。できるだけいい医学部がつくれますように、建設的なご意見を伺ひたいと思ひます。

ただ、かなり大変だと思ひますけれども、ただ、これを契機として、県の県境といひますか、そういうものを超えた東北全体の医療というものをどうするかということを考える、いいディスカッションの場になるかもしれないという前向きな気持ちもたくさんありますので、どうぞ皆様、ご協力よろしくお願ひいたします。

○堀田委員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、私のほうから、本日の出席……。

○里見委員長 済みません、もう1つだけ、ちょっと忘れておりました。

私は委員長に選ばれましたけれども、規約といひますか、では、私が副委員長を選ぶことになっています。高柳先生に指名されて、また、私が高柳先生を指名するのは妙ですけれども、薬科大との間でいろいろ意思の疎通をしながら進めなければならないという意味では、副委員長には高柳先生をお願ひしたいと思ひますので、これもぜひご了解いただきたいと思ひます。

○堀田委員 ありがとうございます。

### 3. 出席者紹介

○堀田委員 それでは、引き続き私のほうから、本日の出席者の紹介をさせていただきます。

お名前を読み上げますので、大変恐縮でございますが、その場でご起立をお願ひいたします。

委員長、副委員長はご紹介のとおりでございます。

続きまして、青森県健康福祉部長、一戸和成様。

弘前大学大学院医学研究科長・医学部長、中路重之様、本日は代理出席で副研究科長・副学部長の廣田和美様です。

青森県医師会長、齊藤勝様、本日はご欠席でございます。

岩手県保健福祉部長、根子忠美様。

岩手医科大学理事長・学長、小川彰様。

岩手県医師会長、石川育成様、本日は代理で副会長の岩動孝様。

宮城県保健福祉部長、伊東昭代様。

東北大学大学院医学系研究科長・医学部長、大内憲明様、本日は代理で副研究科長、石橋忠司様。

宮城県医師会長、嘉数研二様。

秋田県健康福祉部長、梅井一彦様。

秋田大学大学院医学系研究科長・医学部長、伊藤宏様。

秋田県医師会長、小山田雍様。

山形県健康福祉部長、中山順子様、本日は代理で健康福祉部医療統括監、阿彦忠之様。

山形大学大学院医学系研究科長・医学部長、山下英俊様、本日は代理で副学部長、上野義之様。

山形県医師会長、徳永正靱様。

福島県保健福祉部長、鈴木淳一様。

福島県立医科大学統括副学長、阿部正文様。

福島県医師会長、高谷雄三様。

日本医師会常任理事、釜范敏様。

東北市長会長、奥山恵美子様。

国立病院機構仙台医療センター院長、田所慶一様。

労働者健康福祉機構東北労災病院院長、佐藤克巳様。

本学の出席者でございます。医学部設置準備室室長、福田寛。

医学部設置準備室委員、近藤丘。

同じく、濃沼信夫。

同じく、大野勲。

同じく、三浦幸雄。

それから、私が事務局長の堀田徹でございます。よろしくお願いたします。

それから、学校法人東北薬科大学監事、千葉信博。

以上が、委員のご出席でございます。

続きまして、オブザーバーのご出席をご紹介します。復興庁宮城復興局次長、皆川猛様。

文部科学省高等教育局医学教育課長、寺門成真様。

文部科学省高等教育局医学教育課課長補佐、小野賢志様。

厚生労働省医政局医事課課長補佐、中田勝己様。

紹介は以上でございます。

それでは、映像撮影はここまでとさせていただきますので、報道関係の方、ご退出をお願いいたします。



## II. 説明事項

### 1. 医学部設置構想の概要について

○里見委員長 それでは、議事に入りますけれども、この議事次第にのっとって進行させていただきたいと思います。

まず最初に、説明事項でありまして、医学部設置構想の概要についてということで、これは薬科大のほうから説明ということですが。

○福田委員 それでは、福田のほうから説明をさせていただきますが、資料1をご覧ください。この資料は、構想審査会のヒアリングで使った資料でございますが、公開されておりますので、ご承知とは思いますが、改めて簡単にご説明申し上げたいと思います。

1 ページでございますが、これは東北薬科大、本学の実績を示したものでございます。本学は、ことし75周年を迎えておりまして、この間、医療人としての薬剤師の養成に努めてまいりました。2万名余の卒業生がおり、東北地区の病院薬剤師の半数近くを占めております。また、単科の薬科大学としては、初の研究所の設置、大学院設置、そして附属病院設置など、先進的な務めを果たしております。

それから、本学の教育理念でございますが、医療人養成という観点からつくられてございますので、医学部ができてても全く同じでございます。右上のほうをご覧ください。これは、現在の薬学部のある小松島キャンパス及び附属病院の写真でございますが、それぞれ薬学科は6年生で収容定員が1,800名、4年生が160名、それから附属病院は22診療科、466床を有しております。

それから、教育研究の実績、緑色の部分でございますが、単科大学としてはトップクラスと考えております。

2 ページをご覧ください。本学の構想の概要でございますが、ミッションとして、東北地方の復旧・復興の核となり、地域の医療を皆様とともに恒久的に支える医学部ということでございます。そのミッションを実現するために、「1、地域医療に対する使命感を持った学生の入学」「2、地域医療と災害医療に対応できる総合診療医を養成する特色ある教育」「3、卒業生の地域定着を促すための方策と医師派遣」「4、本学薬学部の実績を生かした疾患診断・薬剤開発研究及び教育」「5、被災地域の住民に対する健康管理や放射線被曝に関する情報提供・健康相談」でございます。

3 ページをご覧ください。このミッションを実現するための3つの柱でございますが、①はまず地域枠による学生の選抜で、地域医療に対する使命感と熱意ある学生を入学させ、修学資

金により支援いたします。以下に書いてある修学資金制度は、構想審査会提出時のプランでございますが、現在、さらに細部につきまして検討中でございます。最初の医学生修学資金は県が中心となつてつくる基金、それから2番目の復興支援特別枠制度は本学独自の資金による制度ということでございます。

②ですが、地域滞在型の特色ある地域医療教育ということで、石巻の地域医療教育サテライトセンターと地域医療ネットワーク、この二つの柱を考えております。

それから、③として、卒業生が出た後のことで、研修、キャリアアップシステム、あるいは、地域定着、医師派遣について、システムを構築したいと考えております。

4ページをご覧ください。石巻地域医療教育サテライトセンターの概要でございますが、承知のとおり、石巻市の市立病院は、震災により甚大な被害を受けております。平成28年7月に開院予定でございますが、院内にサテライトセンターをつくるということで、石巻市と協議中でございます。このサテライトセンターの主な役割ですが、左側のほうに書いてございますが、「地域医療・災害医療教育の拠点」「地域医療への貢献」、それから「人材養成」でございます。

それから、右上のほうに、本学附属病院が書いてございますが、この附属病院とサテライトセンターを非常に有機的に循環させることによって、地域医療支援、あるいは、キャリアアップ、そういうことを図りたいと考えております。

5ページをご覧ください。

それから、地域医療ネットワークのこれは概略でございますが、宮城県モデルとでも呼ぶべきものでございますが、その2次医療圏の中にあります5つの病院、これはあと2つ加わる予定でございますが、地域医療ネットワークを形成いたしまして、この中で右のほうの赤で囲ってありますが、まずは学部教育の場にするということ。それから、卒後研修の場にする。それから、このネットワーク病院と本学附属病院を循環することによるキャリアアップのシステム、それからこのネットワーク病院に対して、本学附属病院から医師を派遣するという意味での地域医療の貢献ということを考えております。このようなシステムを各県の医学部及び県当局のご協力を得て、このようなネットワークができればと思っております。

6ページをご覧ください。

これは、カリキュラムの概要でございますが、当然医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づきますが、左側のピンクの部分ですが、国際水準準拠のカリキュラムということで、臨床実習76週を確保しております。それから、上の緑の部分は先ほど述べた地域医療、地域滞在

型の地域医療実習でございます。それから、右側のブルーの部分は、災害あるいは救急に関する部分の教育でございます。実は今回の医学部設置に関しましては、原子力災害からの復興というのもキーワードとなっております、この点についても重視したいと考えております。

7ページをご覧ください。これは、6年間の科目配当表を示したものでございますが、緑色が地域医療関係、黄色は災害あるいは放射線関連の講義、実習等を示しております。それから、臨床実習は4年の後期から始めまして76週を確保しております。附属病院をもちろん使いますが、関連教育病院として仙台医療センター、東北労災病院の協力が得られることになっております。

それから、最後のページ、8ページでございますが、これは完成年度までのロードマップを示したものでございますが、教育研究棟、一番下の黄色で書いてございますが、この完成は平成29年度末を予定しております、この間建物がありませんので、1期生、2期生につきましては、現在の薬学部の小松島校舎において教育を行う予定でございます。ただし、解剖につきましては間に合いませんので、別棟を先に建てて解剖実習を始めるということでございます。その後、臨床系の講義あるいは臨床実習ということになってまいります、先ほど申し上げたように、臨床実習は4年の後半からということでございます。

それから、一番下に緑色で書いてございますのは、完成年度までに600床にするための新病院等の増築ということでございます。ただし、これにつきましては、工事費等の高騰の問題がありまして、このとおりいくかどうか、今後もさらに検討したいと思っております。

以上が、私どもの構想の概要でございます。

○里見委員長 はい、ありがとうございます。構想審査会のほうに提出したといえますか、その資料の概要を述べていただきましたけれども、これにつきまして、どなたかご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

## 2. 構想審査会の選定結果について

○里見委員長 それでは、構想審査会の、これを受けて、審査会から審査の結果が出たわけでございますけれども、そのことにつきまして、本日出席いただいております文部科学省の寺門医学教育課長のほうから、構想審査会における審査結果と設置準備に向けて留意すべき点等につきまして、ご説明いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○寺門オブザーバー 文部科学省医学教育課長、寺門でございます。

まず初めに、この場をおかりいたしまして、日頃より医学教育の充実に多大なお力添えを賜

っておりますことに、厚く御礼申し上げたいと思います。

早速でございますが、議長ご指名でございますので、医学部の新設等の経緯につきまして、ご説明申し上げたいと思います。座って失礼いたします。

資料２－１をまずごらんいただきたいと思います。東北地方における医学部の新設のまず１ページ目、経緯等をお示ししてございます。

先ほど冒頭、理事長からもお話しございましたとおり、震災からの復興の要請を踏まえまして、平成２５年１２月に復興庁、文部科学省、厚生労働省の３省庁で、東北地方における医学部設置認可に関する基本方針というものを発表いたしました。東北地方で１校に限り特例として設置認可を認めるということを決めたわけでございます。資料２－２がこの基本方針でございます。

その後、この設置認可の基本方針を踏まえまして、各種構想の応募がなされまして、その応募につきまして、東北地方における医学部設置に係る構想審査会におきまして、計５回の審査を行いました結果、今回東北薬科大学の構想を条件つきで選定することが適当という審査結果が報告されてございまして、資料２－３が構想審査結果の本文全体でございます。

その概要でございますが、１ページ目の資料２－１の下段の点線枠囲みの部分が、この構想審査会から、選定に当たって出された条件でございます。①の運営協議会（仮称）につきましては、本日発足を見たわけでございますけれども、具体的な条件につきましては、②以降にその概要を抜粋してございます。

今後、この協議会等でご議論が行われると存じますけれども、まず、②といたしましては、協議会の枠組みを活用して、既存の大学との役割分担・連携を整理して、東北６県の医師偏在の解消に係る枠組みを構築するという点をまず掲げられてございます。

それから、③といたしましては、東北地方の各地域の医療機関と連携し、卒前・卒後を通じて地域全体で医師を育てるという観点から、総合診療医の育成に積極的に取り組むこと。また、教育及び教育設計に卓越した指導力を有する教員を確保して、広く東北各地域において、滞在型の教育もできるような体制を整備することということが付されてございます。

それから、④の教員等の確保に当たりましては、公募に当たって、地域医療に支障を来さないことを担保する具体的な基準や指針を定め対応すること。また、附属病院につきましても、県当局と十分ご相談の上、地域医療に支障を来すことなく進めることという条件が付されてございます。

それから、⑤でございますが、修学資金の仕組みにつきましては、宮城県等と制度の詳細を

精査して、仕組みをつくって、また、東北各県と十分な調整を行うこと。また、今後地域定着に関しましては、修学資金だけではなくて、選抜、学部教育、卒後の研修というものを通した、一環した定着策の充実に取り組み続けることということが条件として付されてございます。

また、入学定員につきましては、教育環境等々の有効性の観点から、適切規模になるように見直すことという条件がされてございまして、審査会において、このほかいろんなご意見、ご議論があったところでございますが、これについても斟酌を適宜すべしという条件が付されていると。これを受けまして、本日から皆様方のご議論をいただいて進めていくということになっていると承知してございます。

スケジュールでございますけれども、1枚おめくりいただきまして、2ページが今後のスケジュールでございます。冒頭、理事長、座長の先生からももう既にお話しございましたけれども、今後は構想審査会の選定条件に適切に対応できているということが確認できた後に、3月末までに医学部の設置認可審査を、通常の学部と同様に、受け付けるという予定にしております。

認可ということになれば、当初の構想段階での開設予定年次でございます、平成28年度からの開業予定でございまして、そのイメージ、大まかな今段階でタイムテーブルとして考えているのが、そこに掲げてございますけれども、この運営協議会においてご議論賜りまして、そのご議論の状況につきまして、年明け、2月頃になりますでしょうか。改めて、この構想審査会において、選定条件等の対応状況を審査するということ。その以降で、対応が適切と認められた場合には、今申し上げましたように、設置審への認可申請を行っていくと。設置審において、別途ご審議いただいた上で、通常であれば8月頃認可となるというスケジュールを今のところ考えているところでございます。以上でございます。

○里見委員長 はい、ありがとうございました。

寺門様からは、構想審査会における審査結果と設置の準備に向けて留意すべき点、7つほどありますけれども、それについてお話しいただきました。

この件につきまして、どなたかご質問等ございますでしょうか。大体この辺のことは皆さん認識されているので、よろしいでしょうかということでしょうかね。

### 3. 協議会要項について

○里見委員長 それでは、前に進めさせていただきますけれども、説明事項の3番目になりますけれども、教育運営協議会の要項について、これは事務局のほうからお願いいたします。

○堀田委員 それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。本学で決めましたこの運営協議会の要項でございます。既に事前にお配りしておりますので、ポイントだけ簡単に説明させていただきます。

まず、第1条でございますけれども、「宮城県を初めとする東北各県・各大学、関連教育病院、地元医療関係者等の協力の下」「将来にわたり、復興のための医学部設置という趣旨に基づいた医学部の教育運営と各地域のニーズを踏まえた人材育成を行っていくため、本学に東北医科薬科大学医学部教育運営協議会を置く」という設置の趣旨が書かれてございます。

第2条、この運営協議会の（所掌事項）でございますけれども、（1）といたしまして、既存の大学との教育面、卒後の役割と連携のあり方、及び東北6県の医師の偏在解消につなげる枠組みの確立に関する事、（2）修学資金制度と地域定着の方策に関する事、（3）教育や医師等の確保に関する事、（4）医学部設置後、医学部の教育運営が設置指針に則しているかの検証に関する事、（5）その他必要な事項」ということで定めております。

続きまして、第3条が（協議会の組織）でございますけれども、まず委員の構成でございますけれども、（1）東北各県の代表、（2）東北各県にある医学部を設置する大学の代表、（3）日本医師会及び東北各県の医師会の代表、（4）理事長及び本学教職員、（5）理事長が必要と認める者と定めてございます。

第2項におきまして、委員がやむを得ない事情により欠席する場合ということで、代理出席を認めさせていただいております。

第3項が、定足数でございます、一応過半数ということにさせていただいております。

それから、第4項、協議会は必要に応じて分科会を置くことができると。現時点で、具体的な分科会を想定しているわけではございませんけれども、これだけのメンバーでございますので、場合によっては、機動的に対応する、協議するケースも必要になるかと思っておりますので、こういった条項を設けさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目、第4条、第5条、それぞれ委員長、副委員長の規定でございます。先ほどそれぞれご説明があったかと存じます。

第6条でございますけれども、（協議会開催）ということでございますけれども、基本的に必要に応じて開催するという事にさせていただきますけれども、特に理由がない場合は、最低毎年1回は開催するという形にさせていただいております。

それから、第7条でございます。（委員以外の出席）ということで、「必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる」というふうに定めさせていただいております。

本日も、文部科学省、厚生労働省、復興庁からオブザーバーでご参加いただいております。

それから、第8条、（協議の尊重）ということですが、  
「理事長は、協議会における協議結果を誠実に履行するとともに、協議会における意見等を医学部の教育運営に可能な限り反映させるよう努めるものとする」という1条を設けさせていただいております。

それから、第9条、この協議会の庶務は、本学の総務部企画課において行うということでございます。以上でございます。

○里見委員長 はい、ありがとうございました。ただいま教育運営協議会、この協議会の要項について説明していただきましたけれども、これについての質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○一戸委員 青森県の一戸と申します。よろしくお願いいたします。

これからの大事な項目を議論するに当たって、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、先ほど医学教育課長のご説明の資料においては、運営協議会において、教員確保や地域定着策等を含めた構想の準備状況について了承とあった場合に、構想審査会にかけるといふ段取りになっております。今ご説明いただいた協議会の運営要項には、協議の尊重ということで、可能な限り協議会の意見を反映すると書いていますけれども、協議会の中で各論に入っていくと、意見が対立する部分とかもめる部分があって、協議会として全会一致でまとまることのできない部分もあるかと思うのですけれども、その点と、その申請に当たっての協議会の意見の考え方と、構想審査会へかけると判断するに当たっての位置づけといたしますか、そういう整理というのは、どういうふうになっているのかを教えてくださいと思います。

○堀田委員 済みません、現時点で具体的にこういうケースはこうするというようなことを想定しているわけではございませんけれども、やはり会議の性格上、まとまらないという話であれば、まとまるまで我々のほうで意を尽くして説明させていただく以外に、現時点ではなかなか、はっきりお答えするのは難しいのですけれども、なるべくご理解いただけるように、我々としては精いっぱい頑張るといふことでございます。

○高柳委員 今の問題ですけれども、やはり構想審査会までには余り時間がないので、枠組みを決めるといっても、全部確実に決めて提出できるかどうかはわかりません。こういう方向でやりたいという形で大体お認めいただければ、構想審査会のほうに出したいと思っております。もちろんその前に、今言ったように、十分議論をしていただくということになるかと思っております。特に次回、修学資金、地元定着策、こういったものが非常に大きな、なかなか難しい問題を含んでいますので、また次回までにこちらも準備しまして、ご提案したいと思ってお

ります。

それと、一つ補足ですけれども、今の協議会の要項第3条（協議会組織）ですけれども、この中に、構成メンバーの各委員がどこに分類されるか書いてありますけれども、それぞれ各県の代表であったり、大学の代表であったりということですが、里見総長の場合は、理事長が必要と認める者という中で、1から4には入らないで、5番目のところに入れて、委員長にご指名しております。それと、東北市長会の奥山市長には、やはりこの5番目のところに入っているということですのでございます。よろしいでしょうか。

○一戸委員 ご説明ありがとうございました。何ていうんですかね。文部科学省が最終的にお認めになるときに、各都道府県にこういうことをやらなければいけないというような条件が出てくると、なかなか修学資金の予算措置の問題ですとか、さまざま、その影響がわからない部分がありますので、その辺は十分に留意していただいて、協議会を進めていただきたいと考えております。

○里見委員長 私がこの委員長を引き受けるときにも、その点が一番危惧した点でありまして、ただ、これは薬科大の中につくられた諮問機関だと考えますと、基本的には、最終的な責任は薬科大が判断するんだろうと。さまざま言われてることに対しまして、対案といいますか、お示しいただいて、できるだけそれが皆さんの了解事項になるような形で審議が進めばいいんですけれども、やはりどうしても最終的に一致できない部分もあるかもしれません。それに関しては、薬科大の経営とかいろんなことを考えると、妥協できる部分と妥協できない部分が多分出てくるんだと思いますので、最終的には薬科大が判断して、薬科大の判断でもって構想を提出すると。最終的な判断というのは、これに合致しているかどうかというのは、構想審とか設置審で決めていただくのであって、ここが決定機関ではないというのが、私の引き受けたときの立場だったと思います。そういう形で進めていきたいなと思っておりますけれども。できるだけ、全ての要求に対して応えられるような案を薬科大として提示してもらうように、さまざまな機関との協議を進めてもらうようにしたいと思います。よろしいですか。基本的な考え方として。はい、どうぞ。

○伊藤委員 秋田大学の伊藤でございます。

今のことにも関係するのですが、よく審議会なんかでは、両論併記みたいなことを出すことはありますよね。ですから、反対意見が出た場合に、それを無視するようなことがあってはならないと思うのですね。ですから、必ずある程度大きな対立点があった場合には、両論併記とか、そういった構想審への出し方もあると思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。



す。

○高柳委員 両論併記という、どちらかというとな大学が最終的に出せないという可能性もありますけれども、いずれにしても、こういう議論がありました、意見がありましたという、それぞれの意見をできるだけ反映させて、内容に盛り込んで報告したいと思っております。

○里見委員長 ほかに、はい、どうぞ。

○小川委員 岩手医科大学の小川でございますが、先ほど委員長のご挨拶の中で、この会議の進め方を、この中で審議をして、最終的には大学の責任で進めていくというようなお話もあったと思います。

それから、ちょっとよくわからなかったのは、構想審査会とこの運営協議会の関係でございます。この運営協議会で、先ほど資料2-1で文部科学省のほうから説明がありましたけれども、2ページ目の今後のスケジュールというところなんです、運営協議会でいろんなものを議論をして、いろいろ了承して、そしてそこで了承したから決定ということではなくて、大学の責任で、それで進めていいということではなくて、来年2月頃に開催が予定されている構想審査会で選定条件への対応状況を審査するということになっているようでございますので、この構想審査会の審査が最終決定と理解をしてよろしいわけでしょうか。

○寺門オブザーバー 今、小川先生おっしゃったように、構想審査会がこの協議会のご討議の状況を踏まえて、改めてその選定条件を適切に満たしているかどうかを判断すると。それが果たせて、初めて設置審のほうに認可申請ができるという段取りで考えてございます。先生のおっしゃるとおりだと思っております。

○小川委員 そうすると、今日の後での協議に出てくるんだろうと思いますけれども、教員、医師の確保についてということで基本的な考え方と、それから出していただく資料の案が出てきているようでございますけれども、これもですから、構想審査会のほうで了承された上で、教員を集めるということになるわけですか。そういう理解でよろしいでしょうか。

○寺門オブザーバー 構想審査会が当初想定していたようなプロセスを踏んで、教員の確保等に支障がない形で行われてきたということが認定されれば、その点に関しては、構想審査会として適切に御判断いただくということになると思っております。

○高柳委員 それについては、構想審査会は2月ですから、そこで初めて公募していいよということになると、非常に時間がありませんので、この協議会で、構想審査会の意向を受けて、できたこの教育運営協議会において、今日お出しする教員公募の方法についてご理解いただけ、また、了承いただければ、我々としてはすぐ公募を開始したいと思っております。

- 里見委員長 最終的な設置認可がおりののは、設置の委員会で決まる。その前に、構想委員会にかけて、チェックはするという事なんですね。
- 寺門オブザーバー 設置の前に、構想審査会が自分でみずから出された条件の充足状況というのを判断した上で、それで充足したと認められれば、今度は設置審でカリキュラム、教員審査、先生方ご案内のと通りの審査を行うと。そういう2段階だと思っております。
- 里見委員長 この協議会の性格としては、構想審にかける前に、この言われているものに対して、7つのものに対して答えをできるだけ、それに沿うような答えを出すように、薬科大学に促すような会議になるということで……。
- 寺門オブザーバー そういうふうをお願いをしたいと考えてございます。
- 根子委員 ちょっと確認ですけれども、先ほど寺門課長がおっしゃったのは、構想審査会で決定すると、最終的にするという事をおっしゃったのと、今高柳理事長がおっしゃった、ここです承したら公募を開始するという話との関係を、もう1回お願いします。
- 寺門オブザーバー 事前に公募手続をしていくということは、今高柳先生がおっしゃったとおりで、その公募手続によって、選定条件の中で、具体的にその問題とかが起こっていないという事を確認するという事を、改めて2月の段階の構想審査会のほうで確認いただくという、そういう考えをしております。
- 里見委員長 大体質問された方、よろしいですか。
- 小川委員 何かこだわるようで申しわけないのですが、先ほどの説明とちょっと違うような感じがしますね。構想審査会で最終的に7つの選定条件が付けられたわけで、そこで承されなければ、その先に進めないというのは、普通に考えれば、そういうプロセスだと思いますけれども、そうではないのでしょうか。
- 高柳委員 これは私の、後で補足していただければいいんですけれども、要するに構想審査会は2月でありますので、それで設置審に出すのが3月なんです。そのときには、もう教員名簿を出さなきゃいけないということで、もう全く時間がないわけですね。この教育運営協議会で、まず最初に教員公募の仕方についてご議論いただいて、皆さんに納得いただければ、この問題については、いわば構想審査会が要求している運営協議会において議論していくという事を満足しているのではないかと考えて、最終的には7つの項目について、議論して、オーケーとなったときに、審査会のほうで最終的にいいよという答えを出すということでもありますけれども。そういう考え方でよろしいですね。
- 寺門オブザーバー 教員審査の部分だけに限って申し上げますと、教員審査に関して、構想審

査の認定前じゃなければ、一切公募ができないということではなくて、構想審査がされる条件を踏まえて、まさに協議会とのご議論を踏まえて、公募をかけていって、そういった公募をかけた上で、2月の時点で実際に支障なくきちんと対応できて、公募等を行っているということを確認するというのであれば、それはそれで一つの方法だと考えてございまして、そういう意味では、公募に関しては、公募の前の段階で、構想審査会でどう判断したかということは何を考えているかと考えております。

○小山田委員 秋田県医師会の小山田と申しますけれども、この協議会がつまり一つの通り道で、恐らく検証機能というのを持つと思うのですけれどもね。それで、その結果、大半のご意見が、こういうことに関しては余りふさわしくないとか、そういうことをたとえ出たにしても、この協議会を経ますと、構想審議会までいって、そこで最終的に判断されるということになりはしないでしょうかね。ですから、この協議会の内容、大勢の意見というものがどうであろうと、結局は構想審議会で示されて、一つのパスウェイみたいになるようにもちょっと懸念するんですけれどもね。

○里見委員長 恐らく、この協議会で決めて、とんでもないものが上がったときには、構想審のほうで、これは全然応えていないと判断されて、却下されるんだと思いますけれども、はい。

○伊藤委員 秋田大学の伊藤ですけれども、今のお話から言うと、教員、例えばこれだと選定条件の4番ですね。教員確保に関しては、むしろ事後承諾みたいな判断になりますよね、構想審に関しては、これはやはり教員の確保というのは、我々地域医療に一番影響のあることですので、そこをもう既に構想審にかかるときに、全て決めてしまっているというのは、何かちょっとおかしい、事後承諾みたいな、そういった感じを受けるのですが、いかがでしょうか。

○里見委員長 これ、議論を進めたほうがいいかなと思っているのは、教員のほうは結構急がなきゃならないので進めたいと思うのですけれども、この協議会で了解できないようなものは、多分進められないと思うのですよ。ですから、この協議会で了解したという上でもって、初めて教員公募が始まると思いますから、ここで決めて、とんでもない、決めてしまった後で反対してくれということは、まずなくなると思うので、少なくとも教員に関しては、公募に関しては、ここでの合意を得た上でスタートするというを前提にしますから、当然今協議をしていただければ、それは多分一番皆さんが危惧していることを全部クリアしたような公募の仕方に当然なるだろうと。その前提で行けば、多分構想審のほうも、皆さん、協議をした結果、これで大きな影響はないということで了解されたんですねとなれば、余り大きな問題はなくいけるといいますので、どうする、ああするということをやらずと議論するよりかは、ちょっと先に

進めて、具体的に薬科大のほうで考えておられる教員公募のやり方というものを聞いて、これが、皆さんが危惧している問題をクリアしているか、していないかという判断をしたほうが早いのではないかと思いますので、そのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### Ⅲ. 協議事項

#### 1. 教員・医師の確保について

○里見委員長 それでは、次に協議事項ということで、少し話を進めたいと思いますけれども、教員・医師の確保についてということで、公募指針について、大学側から説明をしてください。

○福田委員 それでは、資料4-1と4-2を用いましてご説明をしたいと思います。

資料4-1、医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針（案）でございます。座って説明させていただきます。

まず最初、（目的）ですが、読ませていただきますが、「この指針は、設置認可申請を予定している東北医科薬科大学医学部の教員等の公募に当たり、地域医療に与える影響に配慮しつつ、新設医学部の円滑な運営に必要な人材を確保することを目的として、公募実施上の留意点、応募者の要件、選考方法等を定める」ということでございます。

2番の（教員公募実施上の留意点）でございますが、（1）地域医療に著しい影響を及ぼす恐れのある、いわゆる引き抜きは行わない。（2）地域の医療機能の低下を防止する観点から、所属長の意見を斟酌する。（3）女性教員の登用に配慮する。

3番の（教員応募者の要件）でございます。（1）本学医学部の使命・任務を理解し、東北地方の地域医療を担う医師の育成について使命感・意欲を持っていること。（2）地域医療への影響等に関する所属長の意見書が得られること。（3）別に定める本学医学部の公募要項に則していること。

次、4番の（教員公募の方法）でございますが、以下は、ごく一般的な公募のやり方を書いてございます。応募者の要件、公募の分野、職種及び人数、採用の時期及び任期、応募方法及び応募期限、選考方法、問い合わせ先等でございます。

それから、（教員の選考方法）、5番でございますが、これもごく一般的なやり方、本学のやり方を書いてございますが、1番、選考委員会を置き、公平かつ適切に行う。2番、前項の選考委員会の設置及び選考の基準等は、本学医学部の教員整備計画と連動させ、別に定めると。それから、3番、選考は応募書類等による書類選考及び面接等により行う。4番、選考委員会

の審議は、非公開とする。（５）選考の結果については、速やかに応募者に通知する。

それから６番は、（看護師の公募及び採用）でございますが、１番、公募及び採用は、本指針における教員の公募に留意すべきことに準じて行い、地域医療に支障を来さないよう配慮する。２番、看護師の採用は、附属病院の診療科の整備や増床計画の進捗状況に応じて、単年度に多人数の採用とならないよう、附属病院における需要見通しを策定して行うということでございます。

それから、２ページ目をご覧ください。７番でございますが、医学部設置後における教員の公募に当たっては、当分の間本指針によって実施する。この７番でございますが、この資料４－１のタイトルが「設置に向けた」となっておりまして、このタイトルだけからすると、設置したら、これに従わないととられかねませんので、７番において、設置後もこの方針に従うということを書いたものでございます。

これが資料４－１でございますが、資料４－２をご覧ください。これは、具体的な公募のサンプルを示したものでございます。

１枚目は学長の挨拶文でございます。

それから、２ページ目をご覧ください。募集要項の最初の部分でございますが、本学のミッションをよく理解していただきたいということと、それからどのような教員像を本学が求めているかということと、それから資料の４－１で示しました留意点でございますが、２番、地域医療に支障を来さないことを担保すること。そのため、所属長の意見書を提出してくださいということを明記してございます。

以下は、募集要項の一般的な形式でございますが、募集講座、職名等につきましては、別表というのが４ページからでございますが、臨床講座は、ちょっと済みません、ミスプリントがございますして、５番の老年神経内科の後、腫瘍内科学が、リターンするのがくっついておりまして、腫瘍内科学が６番になりまして、合計２２でございます。それから、これ以外に附属病院所属の放射線部でありますとか、手術部でありますとか、そういう人材の募集でありまして、臨床系全体を合計いたしますと、１４４名ということになります。

それから、５ページ、２枚目のほうは、基礎系の講座、１２講座を予定しております。

２ページのほうに戻っていただきまして、応募要件、これもごく一般的なものでございます。

それから、３番は提出書類を列挙しておりますが、９番に所属機関長の意見書の添付を義務づけております。この意見書の形式でございますが、６ページをご覧ください。まずは、所属長といたしますか、その意見書を書く方の機関、役職、氏名、所属等を書いてございまして、そ

の意見書を書く対象、誰について意見を出すかということでございます。

それから、付記と書いてあることがございますが、この意見書の取り扱いについて、ここに記載してございます。地域医療に与える影響等について、所属長の意見をお伺いするためのものであるということと、応募予定者に厳封の上、お渡しくださいということになっております。この意見書を踏まえて、選考を進めたいということでございます。

それから、3番は所属長の定義の問題になりますけれども、必ずしも機関の長でなくても構わないということでございます。それから、疑問がありましたら、照会くださいということでございます。

次の7ページをご覧ください。これは、この用紙の裏面になります。一番上に書かれてある記述は、応募者の氏名と、それから最終的な判定結果と申しますが、これは実は三択になっておりまして、「貴学の教員公募に応募することは差し支えありません。」、それから「貴学へ転出することは、現時点では困難です。」「現時点では判断できかねます。」、三択になっております。

それから、以下の部分は、地域医療に及ぼす影響等についての自由な意見をお書きいただくということでありまして。

それから、その下は、教員選考に参考となるご意見があれば、お書きくださいということでございます。

これが、意見書の提案する形式でございます。

それから、3ページ目をご覧ください。これは今の募集要項の裏面に相当いたしますけれども、本学は任期制をとっておりますので、薬学部は任期制ですが、医学部もそうしたいということと、それから先ほど理事長、委員長のほうからお話ございましたように、要するに、教員名簿をそろえるためには、私どもこれ公募期間としての案でございますけれども、恐らく1カ月ぐらいが限度であろうと考えております。本来であれば2カ月ぐらいとりたいところがあります。

以上が、教員・医師の確保に関する本学の進め方に関する提案でございます。以上でございます。

○里見委員長 はい、ありがとうございました。

教員等の公募指針というものを含めて説明していただきましたけれども、さまざま危惧する点があると思いますので、ご質問してください。どうぞ。

○鈴木委員 福島県の保健福祉部でございます。冒頭、この間の震災原発事故を受けまして、特

に医療関係で東北各県の皆様に大変ご支援をいただきました。また、オブザーバーの国、復興庁を初め、皆様からもご支援をいただきまして、感謝申し上げます。今なお、多くの福島県民が各県に避難をしております、大変お世話になっておりますことを感謝申し上げます。

早速、また会議の話題のほうに戻りますが、この募集につきまして、福島県、ご承知のとおり、東北各県の中でも人口当たりの医師数も一番少なくて、“三師調査”でも珍しく医者の数が減っているような県でございますので、大変ここは懸念しております。

もちろん引き抜きを行わないということでしょうけれども、我々としては、直接的な引き抜きは論外として、例えば東京とか仙台から採用された、その玉突きで、間接的な引き抜きということであっても、福島県にとっては本当に深刻な問題になります。所属長の意見書ということで、いろいろ方策もお考えいただいているようではございますけれども、果たして一機関の所属長さんで、地域医療への影響全体についてご判断いただけるのかなという心配、そこの防止に結びつくのかなという心配も若干持たざるを得ないところであります。そこは例えば玉突きも含めて、エリアを明示していただいて、そういう採用条件のところに書いていただきたいぐらいだなというのが正直な気持ちであります。これは、医師はもとよりですが、看護師についても、医療スタッフについても、正直、同じ気持ちであります。それが、大きなところ1点。

それからもう一つは、本日は県立医科大学からも副学長に来ていただいておりますが、ああいった特殊な原発事故を受けて、いろいろ県民の健康に懸念を抱きながら仕事をしている県として、国際医療科学センターというものを、今県立医大にもう既に着工しております。そこで、医療はもとより、研究についても進めていこうということでやっておりますので、一つ、そこは競合すること、いろいろ懸念のないように十分協議をしていただきながら進めていただきたい。大きく2点、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○福田委員 最初のほうのご質問の意味を、ちょっと明確にもう一度お願いいたします。エリアを限定していただきたいということでしょうか。

○鈴木委員 所属長の意見書で、地域医療に対する影響防止、果たしてきちんとそこに結びつけられるのかということに、必ずしも不安をちょっと感じざるを得ないと。そのぐらい医師不足が深刻だということでもあるのですが、ということで、もう本当にエリアを明示して、ここから採用しないよと言っていただきたいぐらいだというのが、正直な、平たい言い方をしますが、ということをお申し上げた。

○福田委員 よく理解いたしました。まずは、所属長に判定いただくということでございますが、当然ながら、私どもではこれは判定ができませんので、これはやはり所属長にお願いするしか

方法はないと考えて、このようにいたしました。所属長の判断が正しいかどうかは、残念ながら私も外部からということになりますと、判断は難しかろうと思いますので、それしか方法はないと考えております。

それから、地域限定の問題は、大変なかなかやっかいで、ちょっと私即答はしかねます。

それから、後半の国際医療科学センターでございますか。これは、ほぼ同時進行ということになりましょうか、教員公募等は。いかがでございますか。

○阿部委員 福島県立医科大学の阿部と申します。これは、福島の国際医療科学センター、今準備をしております、立ち上げる部分はもうほとんど立ち上がって、教員公募等も大体の部分では終わっております。今、建物等が工事の着工に入っているというところでありまして、その中身の部分が、東北薬科大学が考えている中身の部分が、どういうことを考えられているか、ちょっとわからない部分があるんですけども、そこが本学との競合関係等が起きて、ひいては、福島県の県民の健康を守るところに支障が出ないように、配慮してほしいということだと思います。

ついでに、ちょっと質問も、後で質問したほうがよろしいですか。今でもよろしいですか。それで、私ちょっとお聞きしたかったのは、資料の4-1のところの2の「教員の公募に当たっては、以下の事項に留意するものとする」と書いてあるんですけども、「(1)の地域医療に著しい影響を及ぼす恐れのある」、これはどなたが地域医療に著しい影響を及ぼす恐れがあると、どなたが判断することに想定されているんですか。

○福田委員 そういう意味では、これはちょっと本当の正しい日本語にはなっていない可能性があります。ありますが、応募される方が抜けた場合という、正確に言えば、そういうことになります。

○阿部委員 それは、どなたが判断するんですか。

○福田委員 えっと、所属長ということです。

○阿部委員 所属長が、全てその地域医療についても支障があるかどうか判断する。

そうしますと、構想審の審査会でも出ているように、例えば④の「教員の確保に当たっては、公募に当たり、地域医療に支障を来さないことを担保する具体的な基準や指針を定めて対応する」ということになっているんです。ですから、非常にそこが実効性があるのかどうか。地域医療に支障を来さないことに、その地域の病院と、あるいは、機関等の一所属の判断で、全てそれがしていいかどうかというのは、大きな問題だと思うのです。ですから、そこが非常に実効性の問題として、本当に担保できる話ですかということだと思います。そこはやはり十分に協議されたほうがいいのではないかと思いますね。



それから、例えば所属長、機関長が困難であるという場合には、東北薬科大のほうで、その教員はとらない、予定者はとらないというふうに判断するということなんでしょうか。

○堀田委員 先ほど、誰が担保するのかというご指摘があったかと思いますが。まさにおっしゃるとおりだと思いますが、個別に、私どもの考えといたしましては、一旦公募を行いまして、その仕上がり具合という言い方はあれなんですけれども、こういう形で教員を確保したいと考えていると。これを、もう一度年度内に開かれます、この運営協議会にお示しすることが必要なんだろうと考えております。なかなか数量的な判断というのは難しいと思いますけれども、我々がこういう考え方に従って、こういう形で教員を確保いたしました。これについて、皆様のご意見なりお考えはどうでしょうかと、こういう形で我々の教員確保について、担保といいますか、皆様にご迷惑をかけないような形で行ったというご了解を頂戴すると、こういうような形でしか、ちょっとなかなか難しいのかなと思っているのですが。

○阿部委員 ですから、先ほどからお話ししているのは、それが確実に担保される実効性のある制度なのかどうかという話だと思うのです。ですから、これは一機関長、所属長の話で、地域医療全体を、その地域の地域医療全体の判断を任せる、その制度でいいかどうかということだと思うのです。

ですから、そこにもう一つ、別な機関も、第三者的な意見も必要なのかどうか。そこもやっぱり議論すべきだと思うのです。全ての責任を、その所属長が、地域医療まで全部責任を持たせるような判断をさせていいのかどうか。それが本当に実効性があるのかどうか。地域医療を担保するために、支障が起きないようにですね。そこはやっぱり十分に議論しないと、時間がないから、すぐに教員公募をかけなくてはいけないという問題とは違うと思うのですよね。

○高柳委員 これについて、所属長だけで判断できないということになれば、例えばこの上記の者が現時点では判断できかねますと回答していただいて、その場合に、そのケースにおいて、大学がこちらから改めていろいろ当該大学に直接連絡して、電話なり何なりして事情を聞くと、さらに詳細に聞くと。ですから、この文書だけで画一的にやってしまうということではなくて、より問題がありそうな場合には、ご意見を聞くということになるろうかと思えますけれども。

○阿部委員 よろしいですか。大学であれば、地域医療等というのは大体把握はしているんです。ですから、大学以外のところに教員予定者あるいは教員を公募したいという方がいたときに、その所属長ないし機関長が、地域医療まで判断を含めて全部やるのが、本当に実行性のある話かどうかということもあると思うのです。大学であれば、大体の地域医療と、特にうちの大学等は福島県とも非常に連携しておりますから、大体地域医療のことは把握しておりますけ

れども、それ以外の、大学以外のそういう機関等は問題もあると思うのですね。

○高柳委員 これは、これからまたちょっと実際にやってみないとわかりませんが、我々議論している中では、いわゆる地方の大学以外からの職員を採用するというか、引き抜きするということは、全く今のところ考えておりませんで、東北地方の場合は、今言った了解を十分にとって、できればむしろ関東以南の大学からとりたいと。ただ、関東以南のほうからとりたいといっても、事前に既にいろいろ東北地方からちょっと応募があったりなんかしますけれども、その辺も十分考えながら、少なくとも地方の病院に現在第一線で活躍している方を引き抜くというような形のあれは避けたいと、こういうふうに思っております。

○鈴木委員 済みません、一言だけもう一度、例えば応募される方の後任者をどのように補充するのかみたいところまで、何とかフォローしていただけないのかなというのが、我々の心配なんです。先ほども申し上げたとおり、仙台や東京から福島なり、来ていただいている方も……。

○高柳委員 いやいや、それは、ですから当該の大学です、当該の大学で転出すると、現時点では困ると明確に言っていただければいいわけですね。その後任の補充の人事まで、こちらとしては、正直言ってできないと思いますので、「現時点ではだめだ」と、こういうふうに明確に答えていただければ。

○里見委員長 なかなか……、はい、どうぞ。

○伊藤委員 先ほど福島福祉部長が言われた、1回東京とかに出ってしまった人に対して、その人たちが応募した場合の歯どめというのが、今全く考えられていない。これは大きな問題点だと思うのです。実を言うと、秋田県も非常に今、私は第2次の医療崩壊が今ちょうど来ている。私の医局でも、済みません、私事を言って、今、実は大量の退局者が出ているんです。これは教員も含めてです。これがここに関係しているということは、もちろん全く言いませんけれども、そういう教員クラスの人が、1回東京のどこかの病院に行って、そして戻ると。そして、この大学に教員として引っ張られるというようなことがあつては、これはもう本当に地域医療に影響が大きいんですね。ですから、その歯どめを、例えば1年以内とか2年以内に秋田県の病院に勤めていた人はとらないとか、何かそういった歯どめがないと、ワンクッション置かれたら、どうにもならないんですね、はっきり言って、僕らとしても。

○高柳委員 その辺は、例えば今もう公募始まっていますね。始まりますね。もう幾らも期間ないわけですよ、構想審査会に提出するまでに、その間に東京に出るとかって……。

○伊藤委員 だからね、それは、先生はこのタイムスケジュールだけを一生懸命頭に入れていま

すけれども、十分に議論を尽くさないと、このタイムスケジュールに縛られて、議論が尽くされないうちに、もう公募を始めるなんてことがあっては、私はならないと思いますよ、これは。

○高柳委員 いや、ですから、東京とかそういうところに行った人について、さらにこちらに戻すという場合については、そういったことも、経歴も含めて慎重に精査したいと思っています。

○伊藤委員 それはやっぱりしっかりした文章にするとか、何らかの、要するに具体的な方策を示せと、この構想審には言われているわけなんで、それがやっぱりちゃんと示されない限り、この公募指針だけでは、とても納得できないと私は思います。

○里見委員長 なかなか大変ですね、やっぱり。

ちょっと議論を整理すると、極端な話になるかもしれませんが、大学から応募する方に関しては、多分地域医療とか、そういうのを十分に考えられている組織があると思いますので、それが長になるかどうかわかりませんが、少なくとも大学の了解を得たということさえあれば、これは余り大きな影響はないかなということ、この辺はよろしいでしょうか。

それ以外のところは、どのレベルの方に判断をしてもらうかというのは、ちょっと私もよくわかりませんが、一体その責任者になっている、例えば病院長とか、そういう方がいろいろ相談をして、これは大丈夫だねという判断を下すのが、そんなに大きく間違えるのかしらということから考えると、やっぱりその相談をした上で、組織の長という方から了解を得ることが最低限担保されれば、ある程度は皆さんの危惧することは防げるのではないかと私は思うのですけれども、それでもやっぱりだめだという話になりますかね。そうすると、何か絶対にもう動いちゃいけないという話になるような気がしますが、まあ、どんなものなんですかね。どうぞ。

○小川委員 秋田県、それから福島県のほうから出されている危惧は、ここには東北薬科大学が非常に頑張って、公募指針をつくって、そして所属長の意見も求めるということまで、いろいろ工夫をされたんだと思うのですけれども、ただ、資料の2-1の選定条件の概要で、4番目の「教員の確保に当たっては、公募に当たり、地域医療に支障を来さないことを担保する具体的な基準や指針を決めて対応」しなさいと言われているわけで、指針としてはあるわけですが、地域医療に支障を来さないことを担保する具体的な基準がないので、皆さん、多分恐らく懸念を表明しているんだと思います。

○里見委員長 これ、基準がどうだこうだとなかなか決めるのは大変だと思いますけれども。だから、この人は今ここから出ていっても、地域医療が大丈夫だなというのは、多分大学では下せるだろうと。その他の機関のときは、所属の長、直属の長と、それから病院長等が相談をし

て、これだったら大丈夫だねという判断を下せるのが、そんなに大きな間違いがあるのかなというところで、恐らく薬科大側としては、所属の長等の了解を得るということを最低限の条件としますよという提案をなさっていると思いますけれども。そこら辺では、なかなか折り合いがつかないものなんですかという問いかけなんですかけれども。

○小川委員 もう1点は、4-2の資料の後ろに意見書というのがあるんですけども、これにつきまして、応募予定者に厳封の上お渡しくださいということになっているわけで、応募予定者はこの内容を知らない。では、この意見書をどう取り扱うのかということについては、全くご説明がないんですね。要するに、この協議会の中で、教員応募者のリストが出てきて、そのときに、所属長からこういう意見が出ていますというのを、全部開示していただけるのかどうか。どう扱うんですか、この意見書を。だから、それを例えば東北薬科大学の先ほどあった、教員候補の選考については、選考委員会を置いて、公平かつ適切に行うとなっているんですけども、その中で、東北薬科大学の教員選考委員会の中だけで開示されて、それ以外にはどこにも出てこないということであれば、先ほどの福島県あるいは秋田県の方々からの懸念が払拭されないのではないかなと思うのですが。

○高柳委員 この6ページですね、意見書のところに、「応募予定者に厳封の上、お渡しください」ということで、一応当事者にはわからないような形で大学に可否を答えるわけですけども、一番問題なのは、当該の大学が現時点で本人は行きたい、転出したいと言っているのに、だめだと、それがわかると非常に困るわけですよ、一番。ですから、それについては6ページにありますように、厳封の上、お渡しくださいと。本人にわからない形にするということによろしいですか。

○小川委員 それはいいんですが、そうではなくて、その後なんです。その後、ですから、選考委員会の中で、例えばこの協議会のメンバーに開示をしていただけるのかどうかということ。こういうデータを。

○高柳委員 この可否をですか。

○小川委員 いや、可否というか、そういうご意見、この候補者に関しては、こういうご意見があったと、だから……。

○高柳委員 あっ、そういうことですね。

○小川委員 ……の取り扱いですよ。

○高柳委員 要するに、7ページの結果について、ここで開示するかどうかということですね。そうしますと、それはもう公開されちゃいますので、いわゆる厳封すると、本学に対して厳封

の上、お渡しくださいということが、全然意味をなさなくなってしまうのではないかと思うのですよね。ここの運営協議会でそれをはっきりさせますと、上の所属長からだめだと言われたということが、この協議会でわかりますので、ですからこれはもう採用が決定した人だけを一覧表にして出すということになるだろうと思うのですよね。それは所属長がオーケーだという…

○里見委員長 この中で一番大きな問題というのは、だから、地域医療に影響を与えるか与えないかをどなたが判断して、下したものが、皆さんが納得できるかというところに尽きると思うのですよね。その意味では、だから、大学でしたらもう大学の、例えば私の外科だったら、外科の教授の方と、例えば病院長が相談をして、もしくは学部長が相談して、これで大丈夫だねと出したときには、それはもう多分いいんじゃないでしょうかということになると思う。地域の病院でしたら、外科の長と病院長あたりが相談をして、この人は出しても大丈夫だねという話になったときは、それは多分余り大きな影響がないという判断をされても、余り大きな間違いはないのではないかと。そういうところが担保できれば、これは教員の公募に使ってよろしいんじゃないでしょうかという提案で、これを公表するとか、公開するというのは、余り大きな意味はなくて、もし本当に困って、間違ったことを薬科大がやって、例えば了解されていない方を選任したとすれば、多分その大学から、そんな約束をした覚えはないという一言を言われるだけで、もう絶対採用できないということが担保されると思います。

○小山田委員 秋田県医師会の小山田ですけれども、基本的に、極論かもしれませんが、公募というのはご本人の意思ですよね。その意思をはっきりして、ご自分で公募されるということは、それに対して、所属長の方とよくご相談なさってするのであれば問題ないし、意見書にもそういうふうになるかと思えますけれども、ただ、ご本人の意思で厳封しながら、所属長がその影響の、行っては困るという内容だとしても、本来はやっぱその意思は尊重されたって、要するに採用する側の判断で、それは何ていうんですか、一つのハードルをクリアしようが、しまいが、本来はですね、極論ですけれども、採用する側で決めることなんですよね。

だから、例えば南、西側の方がたくさん応募されて、選択する、選定する余裕といいますか、人数が多いような場合は、こういうような条件で、それを要件として、文書上でも選定の条件にするということはあるかと思いますが、うんと少なかったりして、どうしてもしかし必要だという場合は、本来は、これは極論ですよ、ご本人が公募したということに対して、たとえ何びとがあれしても、採用する側で採用すると言ったら、それはそれでなんですよね。だから……。

- 高柳委員 その点を認めていただけると、こちらはもう全く苦勞がないんですけれども、応募者の意思を尊重して採用できるということであればですね。所属長にかかわらず。ただ、それをやると、引き抜きだという意見が出てきているので、大学あるいは地域医療の人に納得してもらおう形で採用できないかということで、こういう形になっているわけです。
- 里見委員長 いかがでしょうか。いずれにせよ、所属長という方が最終的に判断をするというのは、余り大きな間違いがないのではないかということで、これを了解事項として、公募を開始したいという提案なんですけれども、はい、どうぞ。
- 伊藤委員 先ほどの玉突きみたいなのところに関する歯どめはどうされるんでしょうか。
- 高柳委員 玉突きについては、十分注意しますけれども、先ほど言った、東北地方の中の、あるいは、東北大関係の中の玉突き状態というのは、ある程度東北大とかいろんなどころと相談しながらも、わかるだろうと思うのですけれども、先ほど言った、東京に出て、何年もたっている人が応募してきたときにどうするかとかということに関しては、なかなか難しいだろうなと思うのですよね。
- 伊藤委員 ある基準をつくったらどうでしょうか。例えば2年以内とか、役員の下り防止みたいな基準で、2年以内、どうせ履歴書は出るわけなので、2年以内に例えば東北地方の病院などに勤めていた人は、そちらのほうの所属長の承認が必要とか、そういった基準をちゃんとつくるべきじゃないかなと。どうでしょう。
- 堀田委員 そういう形、いずれにしてもちょっと形式的な要件ということにはなるんだろうなと思うのですけれども、必要に応じて、例えば東京に出たけれども、前は東北地方にいて、その期間が非常に短いなんていう場合は、我々のほうで念には念を入れて、そちらのほうにも照会を行うということが、もし必要なのであれば、十分に対応は可能かと思います。
- 伊藤委員 いや、だから、それに対して、ちゃんと文書で、要するに具体的な方式を示せとやっているのですが、構想審のほうは、それを示してほしいと考えているわけです。そうじゃないと、本当に地域医療に影響を及ぼしていないということは、誰も言えなくなってしまう。この協議会のファンクション自体がなくなってしまうのではないかと。極端に言えば、そこまで思いませんね、私は。
- 福田委員 済みません、ちょっと質問よろしいでしょうか。さっきのお話ですが、例えば秋田県から東京に移って、その方はもう移ってしまっただけで東北を出ているわけですね。その方が仙台に戻ることが、秋田県の地域医療にとって、どういう影響があるかというのが、ちょっと直ちには理解できなかったのですが。

- 伊藤委員 それは……。
- 福田委員 本来、秋田に戻るべき人が仙台に移っちゃったという意味でしょうか。
- 伊藤委員 そうですね。残るべき人がということですね。
- 福田委員 あー、わかりました。本来は秋田に戻るべき人が、仙台に行っちゃったと。
- 伊藤委員 そういうことですね、そういうことですね。
- 福田委員 あー、わかりました。済みません、その確認だけです。
- 鈴木委員 秋田県から、今事例にあった方の話もあるんだと思いますが、私が当初申し上げたのは、もっと単純な、いわゆる玉突きのことを非常に懸念してしまっていて、先ほどちょっと理事長から、後補充の人事までは関知できないというご発言がありました。そこは、私としてはちょっとですね、まさにそこが心配なんですよね。ですから、地域医療に影響を及ぼさないようにということは、そういうことまで心配をして、採用するという事ではないかと思うのですよね。そちらの人事までは関知しないということになってしまうと、一義的に直接採用するのはもってのほかだと思いますが、やはり後任の補充も含めて、地域医療に影響がないとか、そういう担保をちょっといただくと、ありがたいなと思います。
- 高柳委員 ですから、7ページに書いてあります、回答者としても、とにかく一つは、問題ありませんよと、あと、だめですよというのと、あと現時点では判断できかねますというのがありますけれども、その判断できかねますというのがなかなか難しいだろうと思うのですけれども、そういう方については、我々がもう逐一、当該医療機関、医療施設に電話してなり、相談して慎重に対応したいと。ただ、判断できかねますというのが一番問題だろうと思うのですけれども、それについては、ちょっと今その後の、うちに来た場合どうなのかという、その後任のドクターの手配まではちょっとなかなか、何しろこちらで人を1人雇うというか、採用するというのが、なかなか四苦八苦している状態ですから。
- 鈴木委員 いや、そこで、これ所属長の判断ですけれども、所属長に判断を求めるに際して、その後補充まで含めて、地域医療に影響がないということの判断を聞くことだってできるんですよ。ただ、先ほど来、理事長は、その後任のところまでは関知しないと、そういうふうにはっきりおっしゃられてしまうと、我々としてはちょっと首を傾げざるを得ないのが正直なところですよ。
- 里見委員長 ちょっと私よくわからないところがあつたんですけれども、鈴木さんのおっしゃる玉突き的人事というのは、どういうことを言っておられるのですかね。
- 鈴木委員 例えば福島県内でいろいろ働いている教員であったり、現場の臨床のお医者さんで

あつたりという方で、県立医大を卒業して県内にいらっしゃる方も多いわけですが、そうでない方もたくさんいらっしゃいます。東北大から来ていただいていたたり、東京の私立含めてですね。そういうお医者さん、あるいは教員の方々が直接採用されなくても、その出身元の東京とか仙台の大学で誰かが採用されたために、そこを補充するために、では福島県に行っている人が戻ってきてねと、それを玉突きと言っているのですが、そうなるとう福島県の地域医療には非常に甚大な影響があるわけで、それで、玉突きも含めて、引き抜きは行わないでくれというのは、そういう意味なんです。

○福田委員 理解できました。ありがとうございます。

○堀田委員 7ページの意見書の中に選択肢が三つあって、貴学へ転出することが現時点では困難ですというのは、我々は個別にこういう理由ということではなくて、非常に広い意味で、例えば後継者の問題もあるので困難ですであるとか、全ての理由を包含して、意思表示をしていただければいいのかなとはちょっと考えているのですけれども。ですから、例えば貴学へ転出することは現時点で困難です。意見書の中で、かくかくしかじかでこういうことであるので、この人が転出するのは個人的には賛成だけれども、いろいろ後任の問題が出てくるので、なかなか地域医療維持という観点からは難しいと。このようなご意見をいただければ、一応今言ったようなご指摘の点はクリアというか、我々のほうとしては判断の材料になるのかなと考えるのですが、それではちょっと不十分でしょうか。

○鈴木委員 今、事務局長さんがおっしゃられたような趣旨を踏まえていただきたいということなんですが、先ほど理事長おっしゃったのとちょっと違いますよね。そういう理事長のお考えが、もしそうでないとすると、これはちょっと大変だなということ。それから、それをもうちょっと明確にしていだけないかなということなんです。

○福田委員 ちょっと補足してよろしいでしょうか。先ほど理事長が申し上げたことは、具体的個々のケースにおいて、この人が抜けた後の具体的補充、人名を含めて、薬科大が手配することは無理であると、そういう意味でございます。それはさすがにまだ医学部を持っておりませんので、非常に大きな医学部を持っていけば、我々が具体的に動くことが可能ですが、現時点ではそれはとても無理であると、そういう意味だと思います。

○阿部委員 最終判断が当該機関等の機関長あるいは所属長でもよろしいとは思っています。ただ、その判断をする場合に、当該自治体等との協議も踏まえて、最終的に病院長ないしは所属長ないし機関長を含め、判断するような、そういうことを、特に文言を入れたほうが、やはり具体的に地域医療等に支障を来さない一つのものになるのではないかと思います。ですから、



やっぱり病院長が最終的に判断してもよろしいですけども、全体として、その地域等の実態等々の話し合いも踏まえて、やはり最終的に病院長というか、機関長あるいは所属長が判断すると。そういう具体的なことを入れていかないと、多分これが所属長あるいは機関長だけの判断だけですよという話になると、その全体がよくわからなくなってしまうんですね。

○里見委員長 はい、ありがとうございます。この、所属長等が判断することはよいとしても、その判断に当たっては、地域の医療行政とか、そういうところによく相談をして判断してくださいということを、どこかに入れてほしいということですね。そういうことを条件にして承諾をもらうというような、そういう文面にどこかで入れ直してもらいたいという意見ですね。

そうすると、今危惧されたようないろんなことが、全てそこでクリアされるという可能性があると思いますので、そういう線でやりたいと思いますけれども、それではやっぱりだめでしょうか。例えば鈴木さんたちにいろいろ相談をした上で、きちんと決めてくださいと。（声あり）まあ、そうですね。いや、そういう方向で文面を修正するという形で、次回にかけたいと思いますけれども、よろしいでしょうかね。では、どうぞ。

○小川委員 それから、先ほど来、皆さん懸念なさっているのは、地域医療に支障を来さないことを担保する具体的な基準が示されていないので、ご懸念があるんだと思うのです。これに関しましては、構想審査会の選定条件の概要の4番に、きちん、地域医療に支障を来さないことを担保する具体的な基準を定めて対応することというふうになっているわけですから、この文言をつくっていただきたい。提示をしていただきたいところですけども。

○里見委員長 どういう状態であれば、地域医療に支障を来していないという状態であるかということの定義をしろということですか。

○小川委員 この基準ですね。

○里見委員長 よろしいですか。

○堀田委員 お示しは、今日のご意見を踏まえて、改訂版といいますか、ただ、ちょっと余り日程の話をしては何なんです、皆様にメールでお示しするような形か、あるいは、この件に関してワーキングで対応させていただくかというところかなと思うんですけども。

○福田委員 ガイドラインというか、指針自体は、ある程度包括的な全体像を示しておりますので、例えばですが、4-2の意見書の形式、裏面のところに、地域医療に影響を及ぼさないということを判定するに当たって、必要な項目を列挙しておいて、そこに例えば丸、バツをつけていただくとか、例えば後任者の手当はつきますかとか、あるいは、今日またご意見があれば、そういう形式ではいかがでしょうか。

- 里見委員長 なかなかこれでいいですというふうには、今は言えないと思いますので、次回までにそういう何か、なかなか難しいと思いますけれども。
- 高柳委員 次回では間に合わないですね。あの、構想審査会で……。
- 伊藤委員 それ、さっきも申し上げたように、その期日というのを、守れないでやったら、もうこの構想がなくなってしまうから、やっぱりそれは慎重にやるべきではないですか。期日、期日とさっきから皆さんおっしゃっていますけれども、それはちょっとおかしな話だと私は思うのですが。
- 堀田委員 そういうことであれば、ちょっと皆様にご足労というか、ご面倒をおかけしますが、例えば11月上旬あたりを目途にもう一度開くというのが一つ、やり方としてはということかと思いますが、それまでに我々が今日のご意見を踏まえて、新たな公募指針、意見書を策定して、皆様にご提示を申し上げて、ご了解をいただいた上で公募手続に入ると、このような形であれば、ちょっとご面倒をおかけしますが、11月の月上旬あたりを一つの目途にということではいかがでしょうか。
- 里見委員長 まず、案をつくって、皆さんにお配りをして、いろいろご意見をいただいた上で、11月上旬に会を開くと、そういうふうにしないと、多分またその場で提示されますと、もめると思うので、そういうような流れでやらせていただきたいと思います。はい、どうぞ。
- 高谷委員 福島県医師会長なんですが、意見書の6ページですね。3、「貴機関において、応募に関するご意見をお書きいただける方であれば、機関の長でなくても構いません」と書いてあるので、友達と示し合わせて、「おい、俺、応募するから、お前書いてくれ」というふうにやれば応募できるわけですよ。意見書の6ページ。ということは、示し合わせれば、所属長でなくてもいいという解釈ができる。ですから、薬科大学のほうで、東北エリアの方は今回は応募できませんとか、これは職業選択の自由があるので難しいのですが、とりませんとここで言っただけであればいいんですよ。2年後、3年後、4年後、5年後はまた応募できると。2年ぐらいだったら、臨床実習始まるころに採用予定ですということで、どこかに出しておいて、後で採用することもできるしと。これはパソコンで幾らでも偽造できるんです。厳封するといったら、厳封の前に偽造してあるんですからというふうに、僕は思うわけです。里見先生は、大変人格者でいらっしゃるから、こういうことは余りお考えにならないと思うのですが。
- 福田委員 ちょっとよろしいでしょうか。今のご指摘にちょっと回答いたしますが、原則、所属長というのは、恐らく地域医療に関する状況をしっかり把握しているという意味で、これは大学の場合ですが、やはり主任教授というのが所属長だと考えております。

機関の長というのは、この場合は医学部長を指しております、ですから医学部長でなくても、所属長である教授でもよろしいですよという意味になっております、この文章は。そういう意味に解釈していただければと思います。

○里見委員長 もう本当に予定の時間が過ぎようとしているぐらいで、多分こうなるんじゃないかということは想定されておりましたけれども、そのとおりになってみると、なかなか收拾が難しいものだなと。

ただ、今日言われたこと、議論出ましたので、この公募の仕方については、いろんな基準を含めて、もう1回練り直して、10月終わりぐらいまでには何とか皆さんにお配りして、そこでもう1回ご意見を伺った上でというふうにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。あと、どうしましょうか。はい。

○小川委員 一つだけいいですか。文部科学省のほうに確認をさせていただきたいのですが、たしか大学設置基準上は、教員組織の段階的な整備が認められていると思います。ですから、例えば5年生になったときに、入学生が入って、4年後、5年後にこの人が予定者として来ますよというところまで、段階的な整備で、開学して5年後に来る方についても、一番最初に出さなきゃいけないですよ。

○寺門オブザーバー 一般的な設置審の教員審査手続は、先生おっしゃるとおりです。

○里見委員長 完全に時間が過ぎて、本当でしたら小川先生に地域医療の話をしてもらうのですが、けれども、ちょっと……。では、次回にしたいと思います。多分教員公募の問題がかなり片づかないと、なかなか前に進めないと思いますので、次回にやるということにいたしまして、今日はもうこれにて散会にしたいと思いますが、特別に何かご発言したいことございますか。理事長、大丈夫。

○高柳委員 この間、各6県を回りまして、各医学部長にもお会いしました。そのとき、やはりこの教員の引き抜きという問題を大分言われまして、大分危惧されているなど。それに対して、一応我々としては、それに応えられるような素案を持ってきたつもりでありますけれども、なかなか十分満足していただけなかったということだろうと思います。

先ほど言いましたように、改めて、またきちんとして案をお示ししていきたいと思いますが、くれぐれも時間は言いたくないんですけれども、この構想審査会で2月に出すときには、先ほど言った教員の名簿とか何かもそろえていかないと、もう2月の次は3月、設置審にすぐ出すわけで、構想審から何かできるということは余りほとんどないんですね。構想審までにやっつけなければならぬということで、その辺のところの時間的な問題を再三申し上げて申しわ

けありませんけれども、ご了解いただきたいと思っております。

いずれにしても、先ほど、今決まりましたように、もう一度ということになりましょうか。

○里見委員長 では、これにて散会したいと思います。今日はご苦勞さまでございました。